

# 平成 26 年度第 2 回鶴岡市予防接種対策委員会

日時：平成 27 年 2 月 26 日（木）

午後 6 時 30 分～午後 8 時

場所：にこ・ふる 3 階研修室

## 1. 開 会

## 2. 挨 拶

## 3. 報 告

- (1) 平成 26 年度健康被害報告状況について
- (2) 平成 26 年度予防接種事業実施状況について
  - ①水痘
  - ②高齢者肺炎球菌
  - ③償還払い制度

## 4. 協 議

- (1) 平成 27 年度予防接種法による予防接種実施計画 (案) について
  - ①A 類疾病（乳幼児等）
  - ②B 類疾病（高齢者）
- (2) 平成 27 年度予防接種法定外による予防接種実施計画 (案) について
  - ①成人の風しん予防接種費用助成事業

## 5. そ の 他

- (1) 国の動き
  - ①B 型肝炎
  - ②日本脳炎
  - ③子宮頸がん

## 6. 閉 会

# 鶴岡市予防接種対策委員会委員及び幹事名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	所属	備考
1号委員	佐藤 洋子	学識経験者(鶴岡調停協会監事)	
1号委員	松田 徹	学識経験者(庄内保健所長)	
1号委員	鈴木 千晴	学識経験者(鶴岡地区薬剤師会副会長)	
2号委員	岡田 恒人	鶴岡地区医師会員(岡田医院)	
2号委員	佐久間 正幸	鶴岡地区医師会員(佐久間医院)	
2号委員	鈴木 準	鶴岡地区医師会員(こどもクリニックすずき)	
3号委員	小野 俊孝	専門医師(おのこども診療所)	
3号委員	伊藤 末志	専門医師(鶴岡市立庄内病院副院長)	
幹事	御橋 慶治	鶴岡地区医師会(事務局長)	

任期：平成27年3月31日まで

## 事務局

所属	職名	氏名
健康福祉部	部長	今野 和恵
健康課	課長	原田 真弓
	母子保健主査	志田 仁美
	母子保健主査	齋藤 恵美
	母子保健係専門員	石井 美喜
	主任	長瀬 かおり
藤島庁舎市民福祉課	主任	佐藤 直美
羽黒庁舎市民福祉課	専門員	丸山 涼子
櫛引庁舎市民福祉課	主任	長谷川 恵
朝日庁舎市民福祉課	主事	佐藤 明日香
温海庁舎市民福祉課	主事	富樫 梓

## オブザーバー

所属	氏名
鶴岡市立庄内病院事務部長	加賀山 誠
鶴岡市教育委員会学校教育課長	生田 浩樹

## 1. 報 告

### (1) 平成 26 年度健康被害報告状況について

平成 26 年度の定期予防接種において、平成 27 年 2 月時点で健康被害の報告はなし。

### (2) 平成 26 年度予防接種実施状況について

平成 26 年 7 月、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」並びに「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」の公布により、定期の予防接種の対象疾病として、水痘が A 類疾病に、高齢者の肺炎球菌感染症が B 類疾病に追加され、平成 26 年 10 月 1 日より施行された。

#### ①水痘

\* 月別接種状況 (H27. 1 月末現在) (人)

	10 月	11 月	12 月	1 月	合計
水痘 (初回)	487	226	218	170	1,101
水痘 (追加)	102	46	47	70	265
合計	589	272	265	240	1,366

平成 26 年度定期接種対象者(平成 23 年 10 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日生)2,276 人、平成 26 年度経過措置対象者(平成 21 年 10 月 2 日～平成 23 年 10 月 1 日生)2,000 人、計 4,276 人へ個別通知を送付。平成 27 年 1 月時点で 1,366 人が接種し、接種率は 31.9%となっている。任意で既に接種している場合は既に接種した回数分を受けたものとみなされるため、対象外となる方が多くいたものと思われる。

#### ②高齢者肺炎球菌

\* 月別接種状況 (H27. 1 月末現在) (人)

	10 月	11 月	12 月	1 月	合計
高齢者肺炎球菌	1,243	841	985	450	3,519

※助成事業 (75 歳以上) 4～7 月 261 人

平成 26 年度対象年齢の人のうち、助成事業(平成 24 年 9 月～26 年 7 月に 75 歳以上を対象に実施)で接種した人 632 人を除く 8,647 人に個別通知。10 月から 1 月末の 4 か月間で 3,519 人接種し、対象者の 40.7%の接種率となっている。助

成事業以外で、任意で医療機関で接種した方の実態把握は困難であるが、任意接種して5年以上経過した方が定期接種の対象にならないことへの問い合わせ等が多数あった。

5歳刻みの年齢該当が5年間の経過措置であること、一度接種したことがある人は対象外であること、事前に申請することで減免を受けられること、事前に医療機関に予約することについて等、よりわかりやすく市民に周知する必要がある。

### ③償還払い制度

平成26年度より開始した制度。市民が里帰り等やむを得ない事由のため県外で定期接種を受ける場合、償還払いにより一部または全額を助成する。

平成27年1月末現在、他市町村への依頼13件、内償還払申請5件。

予防接種は早いもので生後2か月から接種できるが、里帰り出産をしてもその前に戻ってきたり、接種開始時期を遅らせたり、接種に合わせて帰省する方もいると思われ、平成26年度はヒブ・小児肺炎球菌・4種混合の各予防接種について25人の申請を見込んでいたが、上記のような要因から見込みよりも申請件数が少ない状況となっている。

## 2. 協 議

### (1) 平成 27 年度予防接種法による予防接種実施計画 (案) について

#### ①A 類疾病 (乳幼児等)

予防接種法に基づき予防接種を実施し、乳幼児、児童、生徒を感染症から守り、社会防衛を図るとともに、保護者の理解と、鶴岡地区医師会、各医療機関と医師の協力、また、市教育委員会、小学校、中学校、高等学校の協力を得て、接種率向上を図り安全な予防接種を推進する。

#### ○乳幼児等の予防接種の実施

3 種混合、4 種混合、2 種混合 2 期、不活化ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ感染症、小児肺炎球菌感染症、子宮頸がん (HPV)、水痘予防接種の実施及び接種率の向上を図る。ただし、子宮頸がん予防接種については、平成 25 年 6 月より積極的接種勧奨が差し控えられている。

#### ○スケジュール

H27. 3. 20	平成 27 年度鶴岡市定期予防接種事業医療機関説明会
H27. 4. 1	告示
4 月	鶴岡地区医師会長と各医師に安全な予防接種の推進について通知 MR 2 期、2 種混合等案内通知の発送
	学校保健業務打ち合わせ会 (鶴岡市立小中学校養護教諭部会) で安全な予防接種の推進や接種勧奨への協力を依頼
6 月	日本脳炎接種勧奨通知の発送 (特例対象者)
8 月	平成 27 年度第 1 回予防接種対策委員会
9~10 月	就学児健診での予防接種指導
12 月	就学児への接種勧奨通知の発送
H28. 1 月	2 種混合接種勧奨通知の発送 (小 6、学校経由で)
2 月	子ども予防接種週間に合わせた接種勧奨通知の発送 平成 27 年度第 2 回予防接種対策委員会
3 月	子ども予防接種週間の実施
毎月	日本脳炎案内通知の発送
毎月	MR 1 期、2 種混合接種勧奨通知の発送

#### ○平成 27 年度委託料 (案)

別紙のとおり (P9)

②B類疾病（高齢者）

○スケジュール（上半期）

時期	高齢者肺炎球菌（肺球） / 高齢者インフルエンザ（インフル）
H27年	平成26年度 第二回予防接種対策委員会
2月26日	（平成27年度実施計画について）
3月20日	肺球 医療機関説明会（乳幼児予防接種説明会と同日開催）
3月30日	肺球 通知発送 （住民登録のある年齢対象者。但し、助成事業で接種済の者を除く）
4月1日	肺球 告示 肺球 4月号広報掲載 （今年度の対象年齢や予防接種法に基づく旨の概要案内）
5月10日 【以後毎月】	肺球 4月接種分の請求 提出期限：毎月10日（予診票及び報告内容を確認し30日以内に支払）
5月中旬	肺球②対象者に通知発送（市が把握している対象者。但し、平成26年度接種済の者を除く。）
8月	平成27年度 第1回予防接種対策委員会
9・10月	県広域実施意向調査 市町村宛「広域実施の手引き」送付
10月初旬	高齢インフル 医療機関及び介護施設説明会
10月1日	高齢インフル広報掲載（1回目）
11月1日	高齢インフル広報掲載（2回目） 告示 *高齢インフル実施期間【11月1日～翌年1月31日】 又は（10月 ～ 月 日）

### ○インフル実施期間の見直し

変更(案)：インフル実施時期を早め、10月中旬(10月15日頃)からとする。

(理由)

インフルエンザ予防接種ガイドラインでは、「地域差はあるが流行が1月上旬から3月上旬が中心である。ワクチンが十分な効果を維持する期間は接種後約2週間後から約5か月とされている。従ってインフルエンザの予防接種は、より有効性を高めるために一般的には10月から12月中旬までの間に行うことが適当である。」としている。近年、流行期の地域差が少なくなっていることから、標準的な時期に接種することが望ましいと考えられる。

### ○インフル接種券の見直し

変更(案)：はがきによる通知兼接種券の郵送を廃止する。

(メリット)

- ・高齢者特有の施設入所等に伴う居住地変更や紛失により、接種券(はがき)の再発行(別紙表3参照)の手続きをしなくて済む。(接種券がなくても、医療機関で保険証等で年齢確認のうえで接種することができる。⇒市民・医療機関の利便性の向上)

(デメリット)

- ・個人通知による接種案内の周知効果の低下が懸念される。  
⇒市広報や医療機関等のポスター掲示の他、市民の理解を得るための説明・工夫が必要である。
- ・鶴岡市民であり対象者であることの資格確認、個人コードによる情報管理方法の検討が必要。

平成26年度高齢者インフルエンザ予防接種

(別紙)

1. 接種対象者数

対 象	人 数
一 般(65歳以上)	41,234
②対象者(60~64)	76
65歳随時発送者	618
転入者	12
原発避難者(申出者)	5
合 計	41,945

(表1)

2. 減免申請受付状況

地域	減額			免除		
	申請	該当	非該当	申請	該当	非該当
鶴岡	1,376	1,186	190	225	225	0
藤島	142	102	40	18	18	0
羽黒	80	55	25	10	10	0
櫛引	29	24	5	4	4	0
朝日	65	47	18	19	19	0
温海	158	114	44	14	14	0
合計	1,850	1,528	322	290	290	0

(表2)

3. 接種券再交付状況

鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
294	43	33	57	21	31	479

(表3)

4. 月別接種状況

月	割合%	接種人数	内 訳 (人)			
			一般	②対象者	非課税	生活保護
11月	68.1	19,128	17,893	31	989	215
12月	30.1	8,447	7,930	15	437	65
1月	1.8	496	472	1	15	8
合計	100.0	28,071	26,295	47	1,441	288

(表4)

5. 接種状況年次推移

(表5)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
接種者数 (人)	27,926	26,105	27,772	27,044	26,764	27,312	28,071
接種率 (%)	70.3	65.5	70.0	67.9	66.0	66.3	66.9



○平成 27 年度 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種について

【目的】

高齢者の死因の第3位である肺炎の発症や重症化を防ぐため、市では法に基づく対象者に肺炎球菌予防接種費用の一部を助成する。

【助成対象者】

以下の二つに該当するもの

◆今までこのワクチンを接種したことがない方

◆平成 27 年度に以下の年齢になる方

対象年齢	生年月日
65歳となる方	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生
70歳となる方	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生
75歳となる方	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生
80歳となる方	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生
85歳となる方	昭和 5年4月2日生～昭和 6年4月1日生
90歳となる方	大正14年4月2日生～昭和元年4月1日生
95歳となる方	大正 9年4月2日生～大正10年4月1日生
100歳となる方	大正 4年4月2日生～大正 5年4月1日生

\* 今まで接種したことがない方を対象に、平成30年度までの間に1人1回、定期接種の機会を設ける。平成31年度からは、65歳となる方のみ対象。

60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(身体障害者手帳1級)も対象。

【助成内容】

上記の年齢に該当者に「平成27年度 高齢者肺炎球菌予防接種 接種券(兼予診票)」を送付。

【助成額】 接種費用(医療機関が定める額)のうち4,000円を助成

接種費用と助成額の差額は自己負担(2,000円～4,000円)

\* 事前に申請した市民税非課税世帯者：5,000円 生活保護世帯：全額助成

【助成期間】

平成27年4月1日～平成28年3月31日接種分まで

## (2) 平成 27 年度成人の風しん予防接種費用助成事業実施計画 (案) について

平成 26 年度は、抗体検査については 10/10 の県補助、ワクチン接種については市単独事業で実施している。県では平成 27 年度も継続して当該事業を実施予定であるため、市でも今年度同様に実施する予定。

### 【目的】

特に妊婦への風しん感染を防止することで子どもの先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐため、成人に対する風しんワクチン接種に関する費用を助成する。

### 【助成対象者】

鶴岡市に住所を有する昭和 40 年 4 月 2 日～平成 9 年 4 月 1 日生まれ（平成 27 年度中に 19～50 歳になる方）の方のうち、

- ①妊娠を予定している又は希望している女性
- ②妊婦（抗体価が十分であると確認された方を除く）の夫及び同居家族

### 【対象外】

- ①妊娠中又は、妊娠している可能性の高い女性
- ②風しんにかかったことがある方（確実な方のみ）
- ③風しん予防接種（または混合ワクチンでの接種）を 2 回以上受けている方
- ④過去に風しん抗体検査を受けたことがある方

### 【助成内容】

- ①助成対象者はまず風しんウイルス抗体検査を実施する。検査費用は全額助成。
- ②抗体価が不十分と判定された方はワクチン接種を実施する。接種費用は全額助成。

※抗体検査・ワクチン接種とも原則として同じ医療機関で実施する。

一人 1 回の助成。

### 【助成額（委託料）】

別表のとおり（P9）

※助成期間内に鶴岡市以外で抗体検査及びワクチン接種を受けた場合、市助成額を上限に費用を還付する。

### 【助成期間】

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日接種分まで

平成 27 年度予防接種事業委託料 (案)

	種 類	委 託 料	
A 類 疾 病	BCG	7,390円	
	4種混合 1期	9,950円	
	ポリオ	8,820円	
	3種混合 1期	4,510円	
	2種混合 2期	4,910円	
	麻しん・風しん	1期	10,670円
		2期	10,270円
	麻しん	1期	7,180円
		2期	6,780円
	風しん	1期	7,240円
		2期	6,830円
	日本脳炎	1期	6,910円
		2期	6,990円
		子宮頸がん	15,660円
	ヒブ感染症	7,400円	
	小児肺炎球菌	10,710円	
	水痘	7,790円	
B 類 疾 病	高齢者肺炎球菌	4,000円	
	高齢者インフルエンザ	3,000円	
法 定 外	風しん抗体検査	5,000円	
	麻しん風しん混合ワクチン	9,860円	
	風しん単独ワクチン	6,430円	

### 3. その他

#### (1) 国の動き

##### ①B型肝炎予防接種

平成 27 年 1 月 15 日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、B型肝炎ワクチンの定期接種化について審議され、以下のとおり接種要領案が示された。

- ・ 予防接種対象年齢は出生後から生後 12 か月までとする。
- ・ 標準的には、生後 2 か月からの B型肝炎ワクチンを実施する（生後 2 か月、3 か月、7～8 か月での接種。感染のリスクが高い場合には出生直後の予防も考慮する）。
- ・ 使用するワクチン製剤は遺伝子型 A 型、C 型どちらのウイルス由来の製剤も選択可能とする。

厚生労働省は今後、ワクチンの供給・実施体制の確保や、必要となる財源の捻出方法など、公費による接種の導入に向けた検討を本格化させ、早ければ平成 28 年度にも実施する方針。

##### ②日本脳炎予防接種

同日の分科会では、日本脳炎の積極的接種勧奨の差し控えに対する平成 27 年度の対応案について確認され、平成 27 年度に 18 歳になる者を対象に 2 期の積極的勧奨を行うことが了承された。また、平成 17～21 年度の積極的勧奨差し控え期間中に 1 期・1 期追加の接種を完了した者に対しては、市町村が可能な範囲で 2 期接種の積極的な勧奨を行うこととした。(P11)

##### ③子宮頸がん予防接種

接種後に広範な慢性の疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が特異的に見られたことから、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において、当該予防接種の取扱いについて継続して検討されているが、未だ再開の目途は立っていない。

平成 26 年 8 月には、副反応に関するより正確な実態の把握や、症状と接種の因果関係の解明のため、接種後に副反応の症状が出た患者の転帰や治療内容などの追跡調査を強化する方針が示され、厚生労働省より平成 26 年 10 月 31 日付で都道府県あて協力依頼の通知が出された。

このほか、平成 26 年 9 月 29 日付の都道府県あて厚生労働省通知では、予防接種後に多様な症状を呈した患者に対して、身近な地域で適切な診療を提供するため、都道府県単位で協力医療機関を選定し診療体制を整備する旨の通知が出され、山形県における協力医療機関には山形済生病院を指定された。

# 日本脳炎の定期の予防接種について【平成27年度 特例対象者対応案】

● 定期接種の対象年齢

- 1期・・・生後6か月以上7歳6か月未満
- 2期・・・9歳以上13歳未満

● 積極的勧奨を実施する期間（標準的な接種年齢）

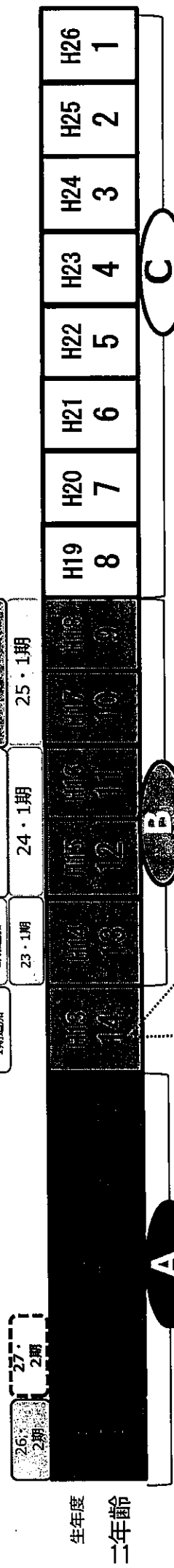
- 1期（2回接種）・・・3歳 1期追加（1回接種）・・・4歳
- 2期（1回接種）・・・9歳

マウス脳由来ワクチン接種後の重症のADEM（急性散在性脳脊髄炎）の発生を踏まえ、平成17年5月30日から、積極的勧奨を差し控え、特に希望する者のみに接種することとした。  
 ・平成21年2月に「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が薬事承認されたことから、積極的勧奨の差し控えは平成22年3月31日に終了し、ワクチンの供給状況を踏まえつつ、順次、積極的勧奨を再開している。

※生まれた年度／平成27年度に迎える年齢（歳）

政令上の接種対象年齢

【積極的勧奨の実施】



平成17～21年度に9歳。2期の積極的勧奨を中止

平成17年度に4歳。1期追加の積極的勧奨を中止

平成17～21年度に3歳。1期・1期追加の積極的勧奨を中止

通常のスケジュールで実施

平成22年度～：3歳児の積極的勧奨を再開（通常の接種スケジュールで実施）  
 平成28年度～：9歳児の積極的勧奨を実施予定

平成27年度の対応（予定）

- 2期接種の積極的勧奨 → Aの18歳（H9年度生）
- Bのうち積極的勧奨の差し控え期間中に1期・1期追加の接種を完了した者（ただし市町村が実施可能な範囲で実施）

平成25年度【政令改正】

- 20歳まで接種可能とする者に、平成7年4月2日～5月31日生まれの者を追加(25年度)

【積極的勧奨の実施】

- 1期接種の積極的勧奨 → Bの25年度時に7歳（H18年度生）、8歳（H17年度生）の者
- 1期追加接種の積極的勧奨 → Bの25年度時に9歳（H15年度生）、10歳（H16年度生）の者
- 2期接種の積極的勧奨 → Aの当時18歳（H7年度生）の者
- Bのうち積極的勧奨の差し控え期間中に1期・1期追加の接種を完了した者（ただし市町村が実施可能な範囲で実施）

平成26年度 1期追加の積極的勧奨 → Bの8歳（H18年度生）  
 9歳（H17年度生）  
 2期接種の積極的勧奨 → Aの18歳（H8年度生）  
 → Bのうち積極的勧奨の差し控え期間中に1期・1期追加の接種を完了した者（ただし市町村が実施可能な範囲で実施）

平成24年度：8歳、9歳（1期）、10歳（1期追加） 接種の積極的勧奨

平成23年度：9歳（1期）、10歳（1期追加） 接種の積極的勧奨

改正

平成19年3月23日条例第20号

平成25年9月19日条例第37号

鶴岡市予防接種対策委員会条例

(設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定に基づき、本市が実施する予防接種（以下「予防接種」という。）の適正かつ円滑な運営に資するため、鶴岡市予防接種対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 予防接種の実施に関する事項
- (2) 予防接種による健康被害に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般社団法人鶴岡地区医師会会員
- (3) 専門医師

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 委員会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、一般社団法人鶴岡地区医師会の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 幹事は、委員会の所掌事項について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱し、又は任命された日から平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成19年3月23日条例第20号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例第8条第1項の規定、第2条の規定による改正後の鶴岡市個人情報保護条例第38条第2項の規定、第3条の規定による改正後の鶴岡市生活安全条例第5条第5項の規定、第4条の規定による改正後の鶴岡市交通災害共済条例第12条第2項の規定、第5条の規定による改正後の鶴岡市住居表示審議会条例第3条第2項の規定、第6条の規定による改正後の鶴岡市予防接種対策委員会条例第3条第2項及び第7条第2項の規定、第7条の規定による改正後の鶴岡市環境審議会条例第3条第2項の規定、第8条の規定による改正後の鶴

岡市廃棄物減量等推進審議会条例第3条第2項の規定、第9条の規定による改正後の鶴岡市農村地域工業等導入審議会条例第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の鶴岡市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定、第11条の規定による改正後の鶴岡市水道事業経営審議会条例第3条第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定により行う委員又は幹事の委嘱について適用する。